

# 委員会の音声配信

継続的な議会業務改善の第一歩として

議会事務局議会運営課 永田 慎二

従来から

自席から委員会の審査状況が分からず、全員  
協議会室等で職員の長時間の待機が発生

コロナで

3密を回避するために、一度に入室できる職員  
数が10名から15名程度に制限

その結果

職員の入替え回数が増大し、待機する職員が  
増え、延べ待機時間が増大

さらに

委員会室の扉が解放されたことで、扉の前で  
職員が確認する状況に

問題

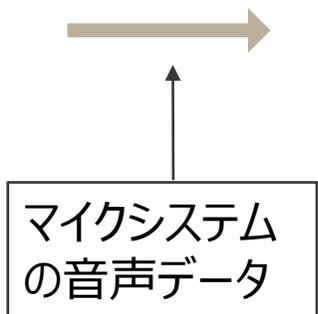
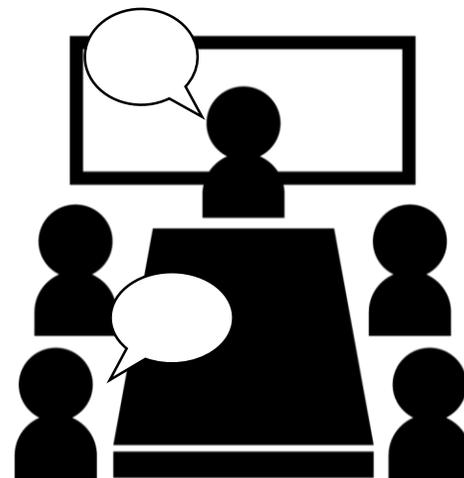
# 解決策

～ 委員会室の審査状況を職員が自席で確認できる手段として ～

委員会室の音声を庁内に配信する仕組みを構築

# 音声配信の仕組み

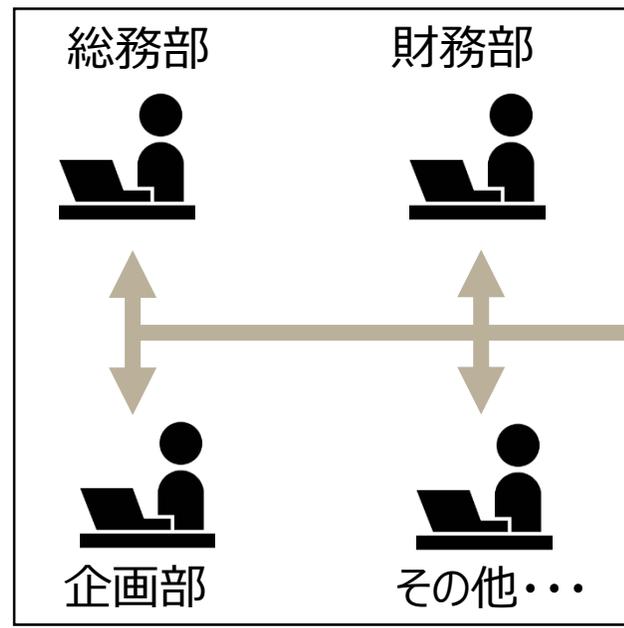
委員会室



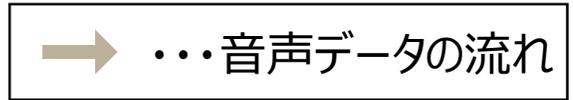
パソコン  
(マイクロソフトTeams)



各部局の執務室



Teamsの会議機能を使用し、庁内の職員へ音声配信



# 音声配信の 状況



↑  
会議の参加者が表示

↑  
発言内容の文字起こしが表示

# 手段として音声配信を 選択したポイント

- 1 既存の資源で導入可能（コストが発生しない）
- 2 議員と職員の双方にメリット
- 3 発言者である議員の理解
- 4 議会の条例等の改正など、大きな見直しが不要

# 既存の資源で導入可能（物的）

## 使用機器

既存の各個人のパソコンを使用（現時点では、音声配信用パソコンのみDX推進室から1台借用）

## 使用システム

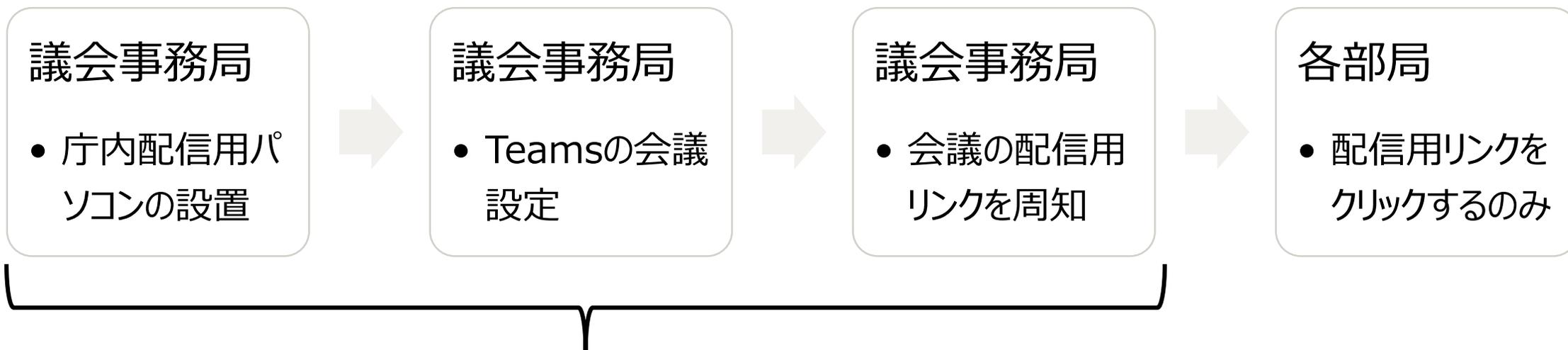
導入済みのマイクロソフト Teamsの会議機能を使用

## 使用ネットワーク

配信を音声に限定したことで、庁内のネットワークも改修不要

# 既存の資源で導入可能（人的）

## 配信の際の流れ



準備に要する時間は延べ15分程度

# 議員と職員の双方にメリット

## 職員側のメリット

職員入替に伴う待機時間の短縮  
資料請求に対する対応の迅速化  
通常業務と並行して審査内容が確認可能

## 議員側のメリット

職員側の資料請求や入替えの迅速化等  
に伴う委員会の遅滞のない進行

## 職員向けアンケートの結果

令和4年9月定例会及び決算審査において試験的に音声配信を実施した総務委員会に係る部局の回答（抜粋）

### 音声の庁内配信の継続について

回答項目	回答数	割合
継続したほうがよい	31	100.0%
継続しないほうがよい	0	0.0%

### 音声配信のメリットについて

回答項目	回答数	割合
委員会審査の職員入替に伴う待機時間の短縮	7	23.3%
資料請求に対する対応の迅速化	13	43.3%
通常業務と並行して審査内容が確認可能な点	9	30.0%
その他	1	3.3%

## 職員の庁内配信の活用状況

総務委員会における令和4年9月定例会及び決算審査の音声配信

※実際の待機時間の集計は困難なため、現時点では活用時間を集計

配信日	活用者数	会議の参加時間の合計
9月14日	56人	102 時間 40 分
9月29日	43人	80 時間 59 分
9月30日	49人	155 時間 10 分
10月3日	54人	161 時間 06 分
10月4日	39人	64 時間 21 分
10月5日	23人	64 時間 01 分
合計（延べ）	264人	628 時間 17 分

# 活用時間の試算

過去3年の常任委員会で音声配信をしていた場合

	開催日数 ※1	活用時間 ※2	金額換算
令和元年	90日	9,000 h	37,800千円
令和2年	90日	9,000 h	37,800千円
令和3年	85日	8,500 h	35,700千円

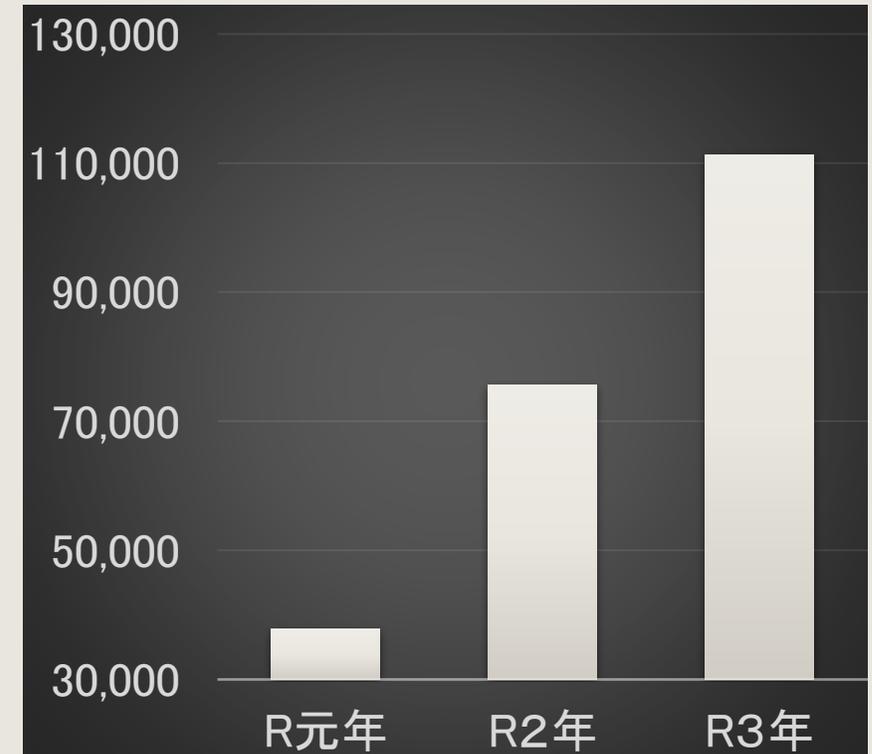
※1 各定例会の4つの常任委員会の開催日数+決算委員会日数

※2 開催日数×100 h（1委員会当たりの1日の平均活用時間）

※3 活用時間×平均職員単価4.2千円

金額に換算した累計

(単位：千円)



# 発言者である議員の理解

## 議員へのアンケートの結果

令和3年12月定例会での常任委員会における当局用パソコンの持込みに係る調査結果の抜粋

委員会審査の音声等を議員・職員に限定して生配信することについて

回答項目	回答数	割合
議員・職員の両方を対象に生配信したほうがよい	22	81.5%
議員のみを対象に生配信したほうがよい	0	0.0%
配信しないほうがよい	5	18.5%

※議長と欠席を除く29名の議員から回答（うち上記項目は2名が未回答）

# 議会の条例等の改正など、 大きな見直しが不要

庁内の職員限定であれば委員会条例の改正は不要

配信に必要なパソコンを委員会室に持込むための、議会運営委員会の申し合わせ（ルール）の見直しのみ

# 従来の議会のルールは

H24.11.26議運決定により

議場、委員会室へ私物のパソコン及び携帯電話等の持込みを禁止

H30.8.8議運決定により

議会タブレット端末のみ、議場、委員会への持込みを禁止を解除

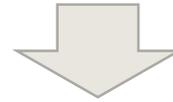


パソコンを持ち込むにはルールの見直しが必要

議会にとってもルールの見直しにメリットがないか現状を分析



委員会資料を議員はデータ、職員は紙を使用していることで、議員側からクレーム（資料を開くスピードの違いによる）



パソコンを持ち込み、職員に議員の資料閲覧のサポートをしてもらうことで、議員側にも持込みにメリットがあることを整理

ルールの見直し  
に当たって

# 資料閲覧サポートのためのパソコンの持込みのメリット

## 議員側

資料参照時の負担軽減

資料を開く時間の短縮によるスムーズな委員会の進行

## 職員側

Teamsが利用可能

インターネットによる情報収集

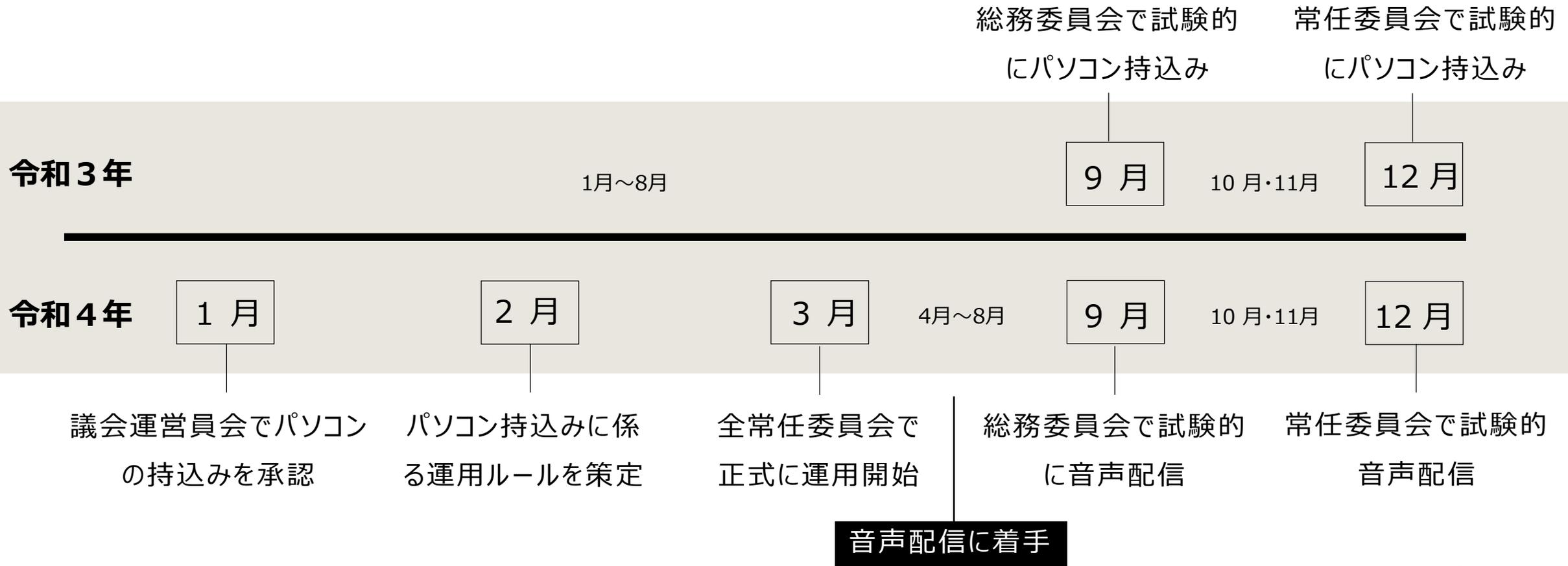
ファイルサーバーの閲覧

印刷製本・カラーコピーの削減

※サポートに当たっては、一定の業務が発生

# 見直しまでのステップ

メリットはあるものの唐突にルールを見直すことは議会・職員双方の理解を得られないと考え、段階的に導入



# 議会業務改善の 次のステップ

● 情報端末の  
持込み

● 委員会審査の  
音声配信

● コスト削減のための  
ペーパーレス化

● 議員との連絡・調整  
手段の拡充